

伊賀市家庭的保育事業等設置認可等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年5月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第 37 号

伊賀市家庭的保育事業等設置認可等に関する規則の一部を改正する規則

伊賀市家庭的保育事業等設置認可等に関する規則（平成 27 年伊賀市規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

第1条中「対し、設置」を「対する設置」に、「対し、その」を「対するその」に、「手続き」を「手続」に改め、「を定める」の次に「ものとする」を加える。

第2条第1項及び第2項中「を市長に提出し」を「により市長に申請し」に改め、同条第3項中「前2項の」の次に「規定による」を加え、「添付して、これを市長に提出し」を「添付し」に改め、同条第4項中「及び」を「又は」に、「に規定する家庭的保育事業等の設置認可を受けよう」を「の規定による申請をしよう」に、「申請」を「当該申請」に改める。

第3条第3項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に、「達しているか」を「達し」に改める。

第6条中「及び第2項の」を「又は第2項の規定による」に、「当該申請」を「、当該申請」に改める。

第7条第1項中「を市長に提出し」を「により市長に申請し」に改め、同条第2項ただし書中「、様式第6号」を「様式第6号」に、「様式第6号の3）を」を「様式第6号の3）により」に改め、同条第3項中「を市長に提出し」を「により市長に申請し」に改め、同条第4項ただし書中「、様式第8号」を「様式第8号」に、「様式第8号の3）を」を「様式第8号の3）により」に改め、同条第5項中「及び第3項の」を「又は第3項の規定による」に、「、家庭的保育事業等休止（廃止）承認書」を「家庭的保育事業等休止（廃止）承認書」に、「、家庭的保育事業等休止（廃止）不承認通知書」を「家庭的保育事業等休止（廃止）不承認通知書」に改め、同条第6項中「及び第4項の」を「又は第4項の規定に

よる」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊賀市職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年5月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第38号

伊賀市職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

伊賀市職員の給料の調整額に関する規則（平成16年伊賀市規則第59号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

石川県鳳珠郡能登町	事務職員、技術職員	3
-----------	-----------	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊賀市子ども・子育て支援法による教育・保育給付認定並びに教育・保育施設等の利用調整及び選考に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年5月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市規則第 39 号

伊賀市子ども・子育て支援法による教育・保育給付認定並びに教育・保育施設等の利用調整及び選考に関する規則の一部を改正する規則

伊賀市子ども・子育て支援法による教育・保育給付認定並びに教育・保育施設等の利用調整及び選考に関する規則(平成 27 年伊賀市規則第 14 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改める。

第 4 条第 3 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改める。

様式第 1 号を次のように改める。

【様式第 1 号】

附 則

この規則は、公布の日から施行する。